

ライフル銃の技能講習免除に関する推薦(更新/新規追加許可申請時に必要)

学生連盟に申請して推薦を取得した学連会員のみ対象

【技能講習(銃刀法第5条の2・第5条の5)】平成21年12月4日施行

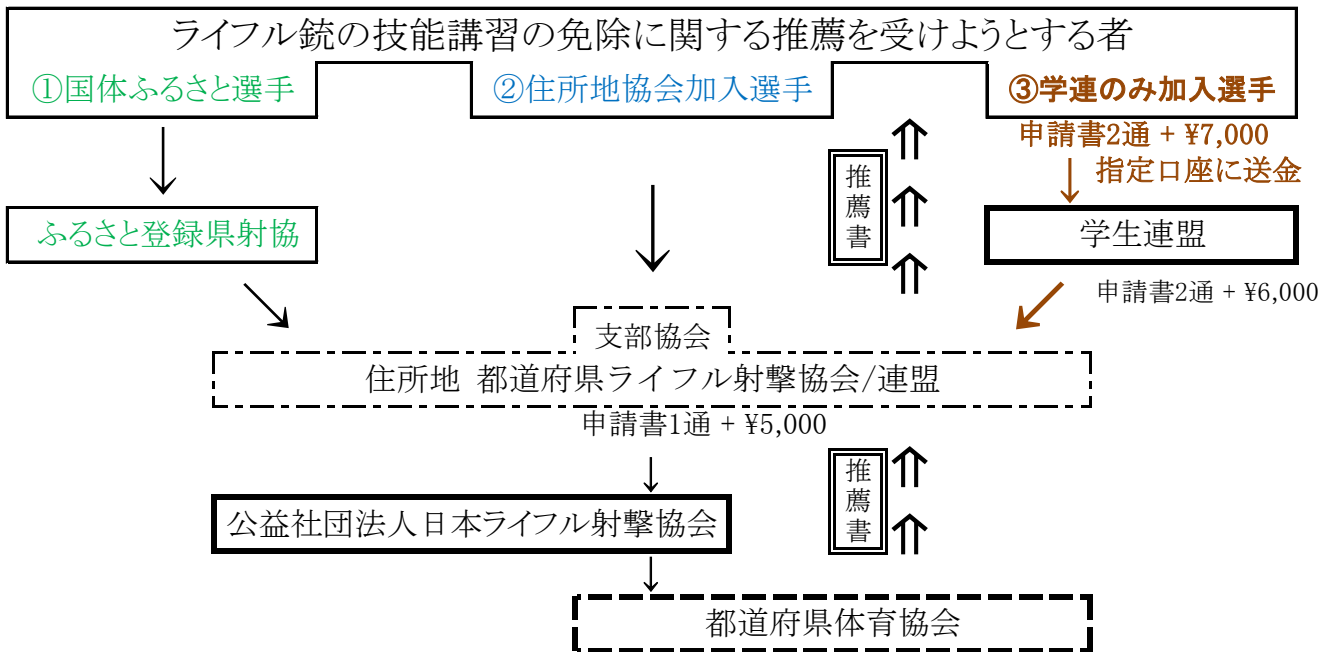
小口径ライフル銃の所持許可更新を受けようとする者は、原則として都道府県公安委員会が行う技能講習(銃の操作及び射撃の技能に関する講習)を受け、技能講習修了証明書の交付を受けていなければならない。新たに2挺目の所持許可申請をする時も必要。

技能講習には、自らが所持許可を受けている銃を使用して行い、国家公安委員会が定める修了基準に達した者には技能講習修了証明書が交付される。

この技能講習修了証明書は交付された日から3年間有効であり、受講した際の銃と同じ銃種であれば、どの更新にも添付することができる。手数料¥12,300

なお、日ラ推薦銃であれば免除推薦書を添付することにより技能講習修了証明書の提示が免除される。有効期限1年間

【申請書と推薦書の経路】



【注意事項】

- ふるさと登録している都道府県ライフル射撃協会/連盟に時間的余裕をもって問い合わせること
申請書類は協会指定の書式を使用のこと
- 加入している射撃協会/連盟に問い合わせのこと
住所地の協会に加盟しているものは学連経由より手続きが早くて安く済む
参加競技会はできるだけ一般大会を記入
学連競技会を記入する場合はG2(学生全日/学生選抜)のみ可能
- 更新申請期間の3か月(誕生日の5か月)前までに申請のこと**
参加競技会記入はG2、G3(支部大会)いずれも可
一般大会記入の場合はG1、G2のみ
競技会参加実績は6行記入 1行目から6行目までの期間が1年間は無効 必ず複数年記入
所持期間が2年程度なら1年目3行、2年目3行 2年半程度は1年目、2年目、3年目各2行記入



技能講習免除推薦申請について

- ・SB銃の所持許可更新 年2回以上大会参加していなければ申請できない
初更新で原許可から2年程度に限り年3回、計6回でも可
- ・SB銃2挺目の所持許可申請 1挺目の所持から1年未満でも申請可、
ただし大会参加は1挺目の銃で6回必要、2挺目の所持に関する推薦申請書類も必要
- ・申請料送金指定口座はゆうちょ銀行振替口座 00170-8-15545 日本学生ライフル射撃連盟
- ・更新申請期間の3か月(誕生日の5か月)前までに申請のこと

＜提出書類の揃え方＞書類のサイズはA4で統一

【会員継続時期に「銃所持継続会員状況報告書」を加盟団体に提出済みの場合】

- ① ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦申請書 第1号
- ② 猟銃・空気銃所持許可証 更新銃のページのコピー

① 申請書

.....
.....

② 所持許可証のコピー

更新する銃の頁

欄外に氏名を記入

2挺目の申請でも

- ② 更新銃のページ
- ② 顔写真のページ
- ④ 添付2号

が必要

【銃所持継続会員状況報告書を未提出の場合】

その年に「銃所持継続会員状況報告書」提出をしていない場合は

- ① ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦申請書 第1号・・・旧書式
- ② 猟銃・空気銃所持許可証 更新銃のページのコピー
- ③ 添付1号＝大会参加実績報告
- ④ 添付2号＝被推薦所持銃報告
- ⑤ 射手手帳コピー＝免除推薦申請当該期間の頁コピー

【SB銃2挺目申請の場合】

「銃所持継続会員状況報告書」提出済みなら

- ① ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦申請書 第1号・・・2挺目用
- ② 猟銃・空気銃所持許可証 更新銃のページと顔写真のページのコピー
- ④ 添付2号＝被推薦所持銃報告・・・2挺目用